

国民健康保険

安心して病院などにかかれるよう、全ての方が医療保険に加入することとなっています。職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護受給者以外は、国民健康保険の被保険者になります。

問い合わせ

- 保険税について 税務課 内線 119
- 保険証や給付資格について 保険医療課 内線 154

保険税は世帯主課税です

同一世帯内に国民健康保険加入者がいる場合は、保険税の納税義務者は加入者本人ではなく世帯主となるため、納税通知書などは全て世帯主あてに送付します。

税額計算は、加入者の所得などを対象とするため、納税義務者であっても、国民健康保険未加入の世帯主の所得などは税額計算の対象になりません。

保険税の計算方法

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40~64歳の被保険者がいる場合)
所得割A	(総所得 - 33万円) × 4.4%	(総所得 - 33万円) × 2%	(総所得 - 33万円) × 1%
資産割B	固定資産税額 × 15%	固定資産税額 × 12%	固定資産税額 × 2%
均等割C	被保険者の人数 × 26,000円	被保険者の人数 × 2,000円	被保険者の人数 × 7,000円
平等割D	30,000円	10,000円	6,000円
合計	A+B+C+D (最大51万円)	A+B+C+D (最大16万円)	A+B+C+D (最大14万円)
年税額	医療分 + 後期高齢者支援金分 + 介護納付金分		

※ 総所得には譲渡所得(特別控除後)も含む。
 ※ 税額は、中途加入した場合は加入月から、中途離脱した場合(ほかの健康保険に加入、ほかの市町村への転出など)は離脱した月の前月までの月割の支払い

税の軽減・減免制度

■ 軽減制度

前年所得が一定額以下の場合には軽減が受けられます。軽減を受けるには住民税の申告が必要で、扶養控除を受けている方、給与または年金などの資料が役場に届いている方は除く。



軽減の判定基準が変わりました

7割軽減	33万円
5割軽減	33万円 + 26万円 × (被保険者数 + 旧国保被保険者数)
2割軽減	33万円 + 47万円 × (被保険者数 + 旧国保被保険者数)

減免制度

次の場合に減免が受けられることがあります。申請期限は、納期限の7日前です。

- ① 生活保護を受けることになった
- ② 災害により被害を受けた
- ③ 継続して6か月以上の入院療養が必要となった
- ④ 失業、事業の廃止などにより著しく所得の減収が見込まれることになった

※ ③、④は一定の所得基準あり
 倒産や解雇など自ら望まない形で離職した方(65歳未満の非自発的失業者)は、離職日の翌日が属する年度から翌年度末までの間は、前年所得のうち給与所得を7割軽減して計算します。雇用保険受給資格者証と印鑑を持参し手続きしてください。

納付方法

普通徴収

7月中旬に送付する納付書または口座振替により納付してください。



特別徴収

次の全てに該当する方は、原則年金から天引きされます(年6回徴収月)。保険証、通帳印、預金通帳を持参し手続きしてください。

納期限						期別	納期限
第8期	第7期	第6期	第5期	第4期	第3期	第2期	第1期
2月29日(月)	2月1日(月)	12月25日(金)	11月30日(月)	11月2日(月)	9月30日(水)	8月31日(月)	7月31日(金)

- ・ 世帯主が国民健康保険加入者
 - ・ 世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満
 - ・ 世帯主が年額18万円以上の公的年金受給者
 - ・ 介護保険料を特別徴収され、介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の2分の1を超えない方
- 介護保険分も同じ納付書で
- 国民健康保険に加入している40歳から64歳の方は、介護保険分も医療分と一緒に納付します。65歳以上の方の介護保険料は、知多北部広域連合へ納付してください。